

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和5年度第3回伊勢崎市地域公共交通会議
開 催 日 時	令和6年1月17日（水） 午前9時30分から午前11時00分まで
開 催 場 所	伊勢崎市役所東館5階第4会議室
出 席 者 氏 名	【委員】 下城委員、根岸委員、石倉委員、佐藤委員（代理）、新井（良）委員、大谷委員、難波委員、清水委員（代理）、中西委員、松村委員、南雲委員、監物委員、石原委員、新井（正）委員、鷺巣委員（代理）、岩崎委員（代理）、池田委員（代理）、市川委員（代理）、大島委員、佐羽委員、田中委員（代理） （欠席） 閑野委員、須永委員、鈴木委員、馬場委員 【事務局】都市計画部長、都市計画部副部長、交通政策課長、交通政策課交通政策係職員3名
傍 聴 人 数	6人
会 議 の 議 題	※下記『会議における議事の経過及び発言の要旨』参照
会 議 資 料 の 内 容	※下記『会議における議事の経過及び発言の要旨』参照

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事

協議事項

・【議題】（１）タクシー活用事業に関する運行範囲・対象者等について

事務局より、タクシー活用事業に関する運行範囲・対象者等について説明を行う。

■質疑応答

（委員）現在高齢政策課が行っている高齢者タクシー券は、一枚400円の券が年に24枚発行されています。本件タクシー活用事業は、タクシー券が終わってしまった場合でも利用できないのでしょうか。

知人が高齢者タクシー券を利用しておりますが、券が終わってしまったら年度中に更新できないのか相談されまして、それはできないとお答えしました。知人は遠方には出かけないのですが通院・買い物にタクシー券を利用しています。本件タクシー活用事業もそういった用途で利用できればありがたいと話していたので、質問した次第です。

（事務局）本件事業が令和6年度秋から開始されるので、詳細についてはこれから決まっていくところですので予定として聞いてもらいたいと思います。令和6年度当初に高齢者タクシー券が配布されますので、従来通りタクシー券をご利用いただけます。また、本件事業が開始され、タクシー券が余っていた場合でも、それは保持したまま本件事業に利用登録が可能です。ただし、タクシー料金の精算をする場合に、本件事業で割り引いた後の負担分をタクシー券で支払う、といった運用は、伊勢崎市の補助制度を二重に利用する、というのが好ましくない観点から、精算時における併用利用はできない制度になります。

令和7年度以降の運用については連携部署と協議を行い、状況が整理されたら報告いたします。

（委員）本件事業の利用回数が往復で36回ということですが、これは余った場合でも次年度には引き継がれないという認識でよろしいでしょうか。

（事務局）そのとおりです。

（会長）第2回会議終了後から変更した資料1に赤字で記された箇所についてですが、伊勢崎市内に限定されていた運行範囲を、乗車地・降車地のいずれかが伊勢崎市内であれば、伊勢崎市外での乗車または降車が可能であり、支援の対象となります。

これについて、制度的に問題ないのか運輸支局として、何かあればお願いします。

（委員）制度として問題はありませんし、事業が開始された場合に、事業者様から国に申請していただく事項もございません。また、前回協議事項だった運行範囲につきましても、片足主義、つまり発着地いずれかが伊勢崎市であれば、利用者の精算や料金

の収受についても支障がないでしょう。今回の変更によって、制度としてもサービスとしても問題なくなったのではないかと思います。

（会長）今回の改正により、例えば市内のタクシーに乗り本件制度を利用して伊勢崎市から本庄駅まで行くというのが可能になったかと思われます。そうすると、帰りに本庄駅から伊勢崎まで行く場合に、本庄駅前に停車している本庄市のタクシーを利用して本件制度を利用する、というのはできませんよね。そういった場合、本件事業を利用する場合には伊勢崎市のタクシー事業者を呼び、迎車料金を支払って迎えに来てもらう、といった動きになります。そのときの料金についても、市の定める料金表に沿ったものになるかと思われます。こういった、他市から乗車する場合に伊勢崎市のタクシーを呼ぶというのは制度としても問題ないのでしょうか。

（委員）伊勢崎市に戻ってくるのであれば他市に伊勢崎市のタクシー事業者を呼ぶのは問題ありません。

（会長）利用者の確認などで前回タクシー事業者様からご意見をいただきましたが、今回改正はいかがでしょうか。

（委員）前回から、対象者の特定などが行われていますので、本件に関し意見はありません。

（会長）ありがとうございました。では、今回事項につきまして、議決を行いたいのので、皆様承認される方は挙手をお願いいたします。

【委員全員挙手】

ありがとうございました、本件に関しまして賛成多数により、運行範囲・対象者などについて、資料に沿って事務局に進めていただくということに了承いただきました。

（２）タクシー活用事業の愛称について

前回委員より一任された愛称について、事務局が考案したアンケート用紙をもとに、説明を行う。また、各委員に対し、添付した愛称決定のアンケート用紙に記載されている愛称から、最大３つを選出してもらったうえで、会議終了後事務局に提出してもらうよう依頼する。

■質疑応答

（会長）この一覧を見ますと、伊勢崎市に因んだ愛称・全国で利用できる愛称と大きく大別されるかと思いますが、これらの中から最大３つ選んでいただくか、また自分が考えた愛称を余白などに記載していただければと思います。

ちなみに、本件タクシー事業の愛称の意見募集やアンケートは他所でも行っているのでしょうか。

（事務局）本件事業について熟知なさっている皆様のご意見を参考にさせていただきたいと思い、事務局考案の上今回はこの会議のみで意見を募っております。

（会長）事務局としても、アンケート結果を絶対のものとするの

ではなく、皆様からいただいた結果もとに、諸般の事情を考慮し、会議などを経て愛称を決定することになると思われます。皆様よろしいでしょうか。

【反対意見なし】

・本件会議の協議事項について

第3回公共交通会議の協議事項について、最終決議を行う。

(会長) ここで最後に、委員の皆様にお諮りします。

今年度これまで協議を重ねてきました「伊勢崎市が提案するタクシー活用事業(案)」のすべての内容について、当会議として承認ということによろしいでしょうか。事業の方針について、承認される方は「挙手」をお願いします。

【委員全員挙手】

ありがとうございました。それでは、タクシー活用事業の方針案は可決したということで事務局には進めていただきたいと思います。

なお、今回タクシー活用事業の方針が承認されましたので、会議終了後市長に報告を行います。ご了解ください。

・今後の予定について

【タクシー活用事業について】

今回承認された内容をもとに、導入するシステムの検討、チラシ等の作成、登録窓口の開設など、事業開始について進めていく。

タクシー活用事業の方針については、今年度の公共交通会議にて承認されたので、会議終了後大島会長・下城副会長とともに市長に報告を行う。

【公共交通会議について】

緊急の議題がなければ、令和5年度の開催予定はない。令和6年度については、タクシー活用事業についての進捗状況の報告・令和5年12月にダイヤ改正を行ったコミュニティバスあおぞらの運行状況を報告するので、夏前に開催予定。

【次年度委嘱対象者の選定について】

現委員の委嘱期間が令和5年度末の令和6年3月31日に終了するため、令和6年度委員の委嘱に向け、今年度中に現委員宛に推薦依頼を送付する予定。本市における審議会女性委員の割合は3割を目標としていることから、推薦者に対し配慮いただくよう通知した。

4. 閉 会